

第5編 用地調査等業務を単独発注 した時の監督・検査等資料

用地調査等業務監督・検査要領

第1節 総 則

用地調査等業務の委託契約（以下「業務委託契約」という。）の履行の監督及び検査の実施に関する事務の取扱いについては、「高知県契約規則」（昭和 39 年高知県規則第 12 号）、「高知県会計規則」（平成 4 年高知県規則第 2 号）その他の法令に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2節 監 督

業務委託契約の履行に伴う監督の実施については、「高知県土木設計等委託業務監督規程」を準用するものとする。ただし、監督業務の基準については、原則として別記第 1「用地調査等業務監督基準」を適用するものとする。

発注者は、用地調査等業務について指示、承諾及び協議を代行させる調査職員を定め、受注者に別記様式第 7 号により通知するものとする。

第3節 検 査

業務委託契約の履行に伴う検査の実施については、「高知県土木設計等業務検査規程」を準用するものとする。ただし、検査業務の基準については原則として別記第 2「用地調査等業務検査基準」を適用するものとし、具体的要領については、「高知県土木設計等委託業務」を準用するものとする。

なお、成績評定については、「高知県土木設計等委託業務成績評定要項」を準用するものとする。

(別記第1)

用地調査等業務監督基準

第1目 的

この基準は、用地調査等業務の委託契約の適正な履行を確保するために必要な監督業務の基準を定めることにより、監督業務の適切な実施を図ることを目的とする。

第2適 用

この基準は、調査職員が用地調査等業務の監督を行う場合に適用するものとする。

第3確 認

- (1) 監督の確認方法は、審査、立会又は検測によるものとする。
- (2) 審査、立会及び検測の意義は、次に掲げるところによる。
 - イ 審査： 受注者から提出された書類（計画書、報告書、図面等）について調査職員が検討することをいう。
 - ロ 立会： 業務施行の進行過程を確認するために調査職員が臨場し、その適否を確認する行為をいう。
 - ハ 検測： 所定の品質及び適正な出来形を確保するため、測定等を調査職員立会のうえ受注者に実施させ、又は調査職員自らこれを行い、確認することをいう。

第4 監督業務の処理

調査職員は、別紙1「用地調査等監督業務処理表」に定めるところにより、監督業務を処理するものとする。

第5 調査職員の明確化

別紙1「用地調査等監督業務処理表」における契約区分及び監督の区分は、次表の調査職員業務分担基準により実施するものとする。

調査職員業務分担基準

(土木部)

		本 庁	出先機関	備 考
総括調査員		課 室 長	次長又は 技術次長	次長等のいない場合は、所 長とする。
専任調査員		課長補佐	課 長	出先機関においては技術担 当課長
主任調査員		班長又はチーフ	班長又はチーフ	出先機関においては用地担 当班長又はチーフ（※注）
調 査 員	調査員	本庁又は出先機関の用地担当職員		総括調査員を除く調査員を 兼務することができる。
	副調査員	本庁又は出先機関の技術職員		

※注：出先機関において用地担当班長又はチーフのいない場合は、用地担当課長とする。

(別記第2)

用地調査等業務検査基準

第1 目 的

この基準は、用地調査等業務の検査に必要な基準に定めるところにより、検査業務の適切な実施を図ることを目的とする。

第2 適 用

この基準は、検査職員が用地調査等業務について完成検査を行う場合に適用するものとする。

第3 検査業務の処理

検査職員は、提出された成果品について、別紙2「用地調査等検査業務処理表」に定めるところにより、検査業務を処理するものとする。

用地調査等監督業務処理表

事 項	番号	監 督 業 務
仕様書等と不整合等 のときの措置	1	調査員は、用地調査等共通仕様書、特記仕様書（以下「仕様書」という。）及び設計図書に明示されていないもの又は相互に符号しないものを発見したとき又は契約の相手方から同様な通知を受けたときは、軽微なものを除き主任調査員に報告し、その処理について指示を受けるものとする。
	2	調査員は、仕様書及び設計図書と委託業務の現地状況が一致しないとき又はこれらに誤り若しくは脱漏があることを発見したとき若しくは契約の相手方から同様な通知を受けたときは、軽微なものを除き主任調査員に報告し、その処理について指示を受けるものとする。
	3	主任調査員は、前記 1、2 に掲げる欠陥を発見したとき、調査員から報告を受けたとき又は契約の相手方から通知を受けたときは、軽微なものを除き総括調査員又は専任調査員に報告し、その処理について指示を受けるものとする。
業務の無断委任等に対する措置	4	(1) 調査員は、契約の相手方が総括調査員又は専任調査員の承諾を得ることなく委託業務を第三者に委任し、又は下請に付したことを発見したときは、主任調査員に報告し、その処理について指示を受けるものとする。 (2) 主任調査員は、契約の相手方が総括調査員又は専任調査員の承諾を得ることなく委託業務を第三者に委任し、又は下請に付したことを自ら発見し、又は調査員から報告を受けたときは、総括調査員又は専任調査員に報告し、その処理について指示を受けるものとする。
不適当な業務に対する措置	5	(1) 調査員は、契約の相手方又は下請人が委託業務の施行について著しく不適当と認められるときは、その理由を付して主任調査員に報告し、その処理について指示を受けるものとする。 (2) 主任調査員は、契約の相手方又は下請人が委託業務の施行について著しく不適当と認められるとき（調査員からその旨の報告があった場合を含む。）は、その理由を付し総括調査員又は専任調査員に報告し、その処理について指示を受けるものとする。
	6	(1) 調査員は、委託業務の管理技術者がその職務の執行について著しく不適当と認められるときは、その理由を付して主任調査員に報告し、その処理について指示を受けるものとする。

事 項	番号	監 督 業 務
不適当な業務に対する措置	6	(2) 主任調査員は、委託業務の管理技術者がその職務に執行について著しく不適当と認められるとき（調査員からその旨の報告があった場合を含む。）は、その理由を付して総括調査員又は専任調査員に報告し、その処理について指示を受けるものとする。
	7	(1) 調査員は、委託業務の管理技術者以外の使用人がその業務の執行について著しく不適当と認められるときは、契約の相手方又は管理技術者に対し、その理由を明示して、その交替を求め、その経過を主任調査員に報告するものとする。 (2) 主任調査員は、委託業務の管理技術者以外の使用人がその業務の執行について著しく不適当と認められるとき（調査職員からその旨の報告があった場合を含む。）は、契約の相手方又は管理技術者に対し、その理由を明示して、その交替を求め、その経過を総括調査員又は専任調査員に報告するものとする。
工程管理の実施	8	主任調査員は、詳細な工程表により工程を管理する必要があるときは、契約の相手方に対し工程表の作成及び提出を指示し、これに基づき適正な管理を行うものとする。
	9	調査職員は、委託業務の施行状況を把握するため、契約の相手方から業務日報その他必要な書類を提出させ、これを審査して委託業務の工程を把握し、契約の相手方から提出された工程表と対比のうえ、予定期間内に委託業務が完了するよう契約の相手方に対して必要な指示を与えるものとする。
業務の遅延等に対する措置	10	主任調査員は、委託業務が遅延し、予定期間内に完了しないおそれがあると認められたときは、契約の相手方に対して予定期間内に委託業務を完了するよう催告するとともに、総括調査員又は専任調査員に報告するものとする。
	11	主任調査員は、天災その他不可抗力によって委託業務の進捗が妨げられたときは、遅滞なく総括調査員又は専任調査員に報告するものとする。
	12	主任調査員は、契約の相手方から委託業務の期間の延長の申出があったときは、遅滞なく総括調査員又は専任調査員に報告し、その指示を受けるものとする。
損害等が発生した場合の措置	13	調査職員は、次に掲げる事態が生じたときは、その実情を調査し、遅滞なく主任調査員から理由を付して総括調査員又は専任調査員に報告し、その処理について指示を受けるものとする。

事 項	番号	監 督 業 務
損害等が発生した場合の措置	13	イ 用地調査等の目的物の引渡し前にその目的物又は器材等に損害があったとき。 ロ 用地調査等の実施に関し損害が生じたとき。 ハ 用地調査等の実施により第三者に損害を与えたとき。
業務完了に伴う措置	14	主任調査員は、契約の相手方から業務完了報告書及び成果品を受理したときは、直ちに総括調査員に報告し、検査の準備をしなければならない。
	15	調査職員は、委託業務の検査に際して立ち会うものとする。また、検査職員から書類の提示若しくは提出又は事実の証明を求められた場合は、これに応じなければならない。
指示等を行ったときの措置	16	調査職員は、契約の相手方に対し、指示若しくは承諾を与え、又は契約の相手方と協議したときは、書類によりその経過を明らかにしておくものとする。ただし、軽易なものについては、この限りではない。
業務日報の審査等	17	調査職員は、契約の相手方から提出された委託業務の業務日報の審査又は業務日報に記載された指示事項の確認を行った場合には、これに押印するものとする。
監督業務の経緯等の記録	18	調査職員は、次に掲げる書類を備えつけ、これを整理して監督の経緯を明らかにするものとする。 イ 委託契約書の写し ロ 仕様書等 ハ 設計図書 ニ 現場説明会 ホ 工程表 ヘ 業務日報 ト 指示事項等に関する書類 チ その他必要と認められる書類
調査職員の交替の措置	19	主任調査員又は調査員（主任調査員が置かれていない場合の調査員に限る。）の交替の場合には、前任者は、その引き継ぐべき監督に関する書類その他必要な事項を記載した引継書を作成し、その引継ぎが完了したときは、後継者と共に署名押印して引継ぎの経過を明らかにしておくものとする。

用地調査等検査業務処理表

成 果 品	照 査 事 項	照 査 対 象
地 図 の 転 写 (共通仕様書第 29 条、第 35 条) 土 地 登 記 簿 の 調 査 (第 30 条、第 35 条) 建 物 登 記 簿 等 の 調 査 (第 31 条、第 35 条) 地 図 の 作 成 (第 34 条)	管轄法務局において、用地調査等共通仕様書及び特記仕様書（以下「仕様書」という。）に基づく内容を照査する。	調査対象の 10 パーセント以上を照査対象とし、その抽出方法は、大字等の区分又は地域別に分類する地域抽出を行い、その中から等間隔又は単純任意に抽出する。
権 利 者 の 確 認 調 査 (第 32 条、第 35 条)	関係市町村等において、仕様書に基づく調査内容を照査する。	調査対象の 10 パーセント以上を照査対象とし、その抽出方法は、相続関係の有無による区分又は地域別に区分する地域区分を行い、その中から等間隔又は単純任意に抽出する。
面 積 計 算 (第 22 条、第 46 条)	仕様書に基づき数値三斜計算書及び座標求積計算書等の計算内容を照査する。	調査筆数の 10 パーセント以上を照査対象とし、その抽出方法は、大字等の区分又は地域別に分類する地域抽出を行い、その中から等間隔又は単純任意に抽出する。
準 拠 点 の 設 置 (第 43 条) 用 地 境 界 仮 杭 の 設 置 (第 44 条) 永 久 境 界 埋 設	現地調査において、仕様書に基づく内容及び設置箇所を実地測量して照査する。	設置数の 10 パーセント以上を照査対象とし、その抽出方法は、等間隔又は単純任意に抽出する。
土 地 の 実 測 平 面 図 (第 38 条、第 47 条、第 125 条)	現地調査において、地図の写し及び土地調査表と対比しながら仕様書に基づく土地の測量の内容について実地測量して照査する。 なお、土地境界立会確認書、土地現地調査書、三斜式等も併せて照査する。 (別記 15 及び 16 参照)	照査対象は、土地の実測平面図一葉につき調査筆数の 10 パーセント以上を照査対象とし、抽出方法は、等間隔又は単純任意に抽出する。
土 地 の 実 測 平 面 図 写 図 (第 47 条)	土地の実測平面図と対比して照査する。	土地の実測平面図枚数の 10 パーセント以上を照査対象とし、その抽出方法は、等間隔又は単純任意に抽出する。
木 造 建 物 の 調 査 及 び 積 算 (第 53 条、第 64 条、第 75 条)	現地調査において、仕様書及び別記 4 木造建物調査・積算要領に基づく調査内容を照査し、積算内容を照査する。	対象棟数の 10 パーセント以上を照査対象とし、その抽出方法は、大字等の区分又は地域別に分類する地域抽出を行い、その中から等間隔又は単純任意に抽出する。
木 造 特 殊 建 物 の 調 査 及 び 積 算 (第 54 条、第 65 条、第 76 条) 非 木 造 建 物 の 調 査 及 び 積 算 (第 55 条、第 66 条、第 77 条)	現地調査において、仕様書及び別記 5 非木造建物調査・積算要領に基づく調査及び積算内容を照査する。	対象棟数の 10 パーセント以上を照査対象とし、補償金額の高いものから抽出する重点抽出の方法による。

成 果 品	照 査 事 項	照 査 対 象
機械設備の調査及び積算 (第56条、第67条、第79条) 生産設備の調査及び積算 (第57条、第68条、第80条)	上記木造特殊建物、非木造建物における照査事項に準じて照査する。	対象物件の10パーセント以上を照査対象とし、その抽出方法は、大字等の区分又は地域別に分類する地域抽出を行い、その中から等間隔又は単純任意に抽出する。
附帯工作物の調査及び積算 (第58条、第69条、第81条)	仕様書及び別記6 工作物調査・積算要領に基づく調査及び積算内容を照査する。	それぞれの件数の10パーセント以上を照査対象とし、その抽出方法は、等間隔又は単純任意に抽出する。
立竹本の調査及び積算 (第61条、第72条、第84条)	仕様書及び別記7 立竹木調査・積算要領に基づき照査する。	同 上
庭園の調査及び積算 (第59条、第70条、第82条)	上記附帯工作物及び立竹木における照査事項に準じて照査する。	同 上
墓地管理者等の調査 (第33条、第35条) 墳墓等の調査及び積算 (第60条、第71条、第83条)	仕様書及び別記8 墳墓調査・積算要領に基づく調査及び積算内容を照査する。	同 上
営業に関する調査及び積算 (第86条、第89条、第90条)	現地調査において、仕様書及び別記9 営業調査・積算要領に基づく調査及び積算内容を照査する。	対象件数の10パーセント以上を照査対象とし、その抽出方法は、等間隔又は単純任意に抽出する。
居住者に関する調査及びその他通損に関する積算 (第87条、第89条、第90条) 動産調査及び積算 (第88条から第90条)	市町村役場又は現地調査において、仕様書及び別記10 居住者調査・積算要領並びに別記11 動産調査・積算要領に基づく調査及び積算内容を照査する。	同 上
予備調査業務 (第94条 第98条)	現地調査において、仕様書に基づく調査及び積算内容を照査する。	調査事業所等の10パーセント以上を照査対象とし、その抽出方法は、等間隔又は単純任意に抽出する。
移転工法検討業務 (第104条から第109条)	同 上	同 上
再算定業務 (第110条、第111条)	仕様書及び再積算に係る別記各調査・積算要領に基づく再算定内容を照査する。 なお、再調査を含む場合は、現地調査において、調査及び積算内容を照査する。	対象棟数又はそれぞれの件数の10パーセント以上を照査対象とし、その抽出方法は、大字等の区分又は地域別に分類する地域抽出を行い、その中から等間隔又は単純任意に抽出する。
事業認定申請図書等の作成業務 (第119条から第127条)	現地調査において、仕様書及び別記12 事業認定申請書等作成要領に基づく事業認定申請図等の内容を照査する。	事業認定申請図書等のうち主要なものを照査対象とする。
その他の業務の調査等 (第128条)	現地調査及び仕様書に基づき照査する。	対象物件の10パーセント以上を照査対象とし、その抽出方法は、等間隔又は単純任意に抽出する。

成 果 品	照 査 事 項	照 査 対 象
写 真 台 帳 (第 129 条)	現地調査において、仕様書 及 び別記 13 写真台帳作成要領に 基 づく撮影内容を照査する。	同 上
土 地 調 書 及 び 物 件 調 書 の 作 成 (第 130 条)	仕様書及び別記 14 土地調書 及 び物件調書作成要領に基づき 各 調査表と照査する。	同 上
精 度 監 理 (第 17 条から第 20 条)	精度監理報告書の内容を照 査する。	全精度監理報告書を対象とす る。

注 照査対象件数の 10 パーセントが 1 件に満たない場合は、1 件を照査対象とする。

用地調査等業務監督・検査要領に関する様式

様 式 番 号	様 式 名
別記様式第 1 号	月別委託業務検査命令書
別記様式第 2 号	検査調書
別記様式第 3 号	業務に関する指示書
別記様式第 4 号	業務に関する承諾書
別記様式第 5 号	業務に関する報告書
別記様式第 6 号	調査職員通知書

月 分 工 事 (委託業務) 検 査 命 令 書										平成	年	月	日
下記工事（委託業務）の検査員を命ずる。 (工事検査長)													
班 名 職 名 担 当 名	検 査 日	工 事 番 号	工 事 名	位 置	請 負 金 額 (千円)	請 負 人	工 期	検 査 種 別	検 査 員 名	備 考			

別記様式第2号

検 査 調 書

平成 年 月 日

(検査命令者職氏名)

様

(検査職員職氏名)

印

下記のとおり、検査結果を報告します。

記

委託業務名	
業務番号	第 号
委託場所	
履行期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
業務委託料	¥
契約年月日	平成 年 月 日
完了年月日	平成 年 月 日
受注者	
受注者立会人	
立会調査職員	
検査年月日	平成 年 月 日
検査種別	完了 部分完了 その他 ()
出来高金額	¥
出来高歩合	% (小数点2位以下切り捨て)
検査の方法	設計書 成果物 その他 ()
合否の判定	合 ・ 否
所 見	

合格・不合格 と決定し、受注者に対して、別紙の通知を行う。

平成 年 月 日

(検査命令者職氏名)

印

別記様式第3号

業務に関する指示書					平成	年	月
日							
委託業務名	(第号)	総括調査員	主任調査員	調査員			
		印	印	印			
指示事項							
添付図 葉							
上記のとおり指示する。							
上記の指示事項について承諾しました。				管理技術者			
平成 年 月 日							

別記様式第4号

業務に関する承諾書

平成 年 月 日

委託業務名	(第 号)	受注者名	印
承諾事項		管理技術者	印

添付図 葉

上記の事項について承諾を願います。

上記の事項について承諾する。

平成 年 月 日

総括調査員	専任調査員	主任調査員	調査員
印	印	印	印

別記様式第5号

業務に関する報告書		平成 年 月	
日			
委託業務名	(第 号)	受注者名	印
報告事項	管理技術者		印
添付図 葉 上記事項について報告します。			
上記の事項について受理する。		総括調査員	専任調査員
平成 年 月 日		主任調査員	調査員
		印	印
		印	印

別記様式第6号

平成 年 月 日

(受注者) 様

(契約担当部署) 長

調査職員通知書

下記のとおり調査職員を定めましたので、通知します。

記

委託業務名	
業務番号	
委託場所	
履行期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
業務委託料	¥
契約年月日	平成 年 月 日

総括調査員	
専任調査員	
主任調査員	
調査職員（調査員）	
調査職員（副調査員）	